

学習用 iPad 持ち帰りに関する同意書

令和3年 月 日

児童生徒が持ち帰る貸与 iPad の取扱いに関する以下の事項について厳守します。

記

1 貸与者の条件について

iPad の貸与を受ける児童生徒は、本校に在籍している者としてします。本校を各学部の卒業及び転出する際は、速やかに貸与された iPad 及び付属品を返却します。

2 貸与 iPad の利用目的について

貸与された iPad は、児童生徒の学習及び学校との連絡手段として利用します。それ以外の目的では、iPad を利用しません。

3 貸与 iPad の利用者について

貸与された iPad を利用するのは、iPad を貸与された児童生徒本人及びその保護者であり、他者に利用させません。

4 貸与 iPad の設定について

貸与された iPad の設定は変更しません。

5 貸与 iPad の取扱いについて

貸与された iPad は、保護者の責任のもと利用し、故障、破損、紛失をしないように細心の注意を払います。万が一故障、破損、紛失した際には、速やかに学校に報告をします。また、故障、破損、紛失が故意又は不注意であると認められた場合などには、修理又は購入にかかる費用を負担します。

以上のことについて

同意する

同意しない

保護者氏名 _____ 印

児童生徒氏名 _____